

(11) 屋内運動場使用料 (2019年10月1日改正)

アリーナ	区分		午前	午後	昼間	夕刻	夜間	全日	
	全面使用	入場料を徴収しない場合	児童生徒	1,210円	1,430円	2,640円	660円	880円	3,960円
			一般	2,530円	2,970円	5,500円	1,430円	1,760円	8,250円
			職業	9,900円	12,100円	22,000円	5,500円	7,700円	33,000円
		入場料を徴収する場合	生徒	2,530円	2,970円	5,500円	1,430円	1,760円	8,250円
			一般	9,900円	12,100円	22,000円	5,500円	7,700円	33,000円
			職業	入場料収入額の100分の3相当額とし、最低額を55,000円とする。					
	2分の1面以下使用	児童生徒		550円	660円	1,210円	330円	440円	1,760円
		一般		1,210円	1,430円	2,640円	660円	880円	3,960円
	4分の1面以下使用	児童生徒		220円	330円	550円	110円	220円	770円
一般		550円	660円	1,210円	330円	440円	1,760円		
摘要			場内において、物品等を販売する目的で使用する場合は、売上額の100分の3相当額とし、最低額を33,000円とする。						
照明設備	区分		全面使用 (1時間当たり)		2分の1面以下使用 (1時間当たり)		4分の1面以下使用 (1時間当たり)		
	半点灯		1,100円		550円		220円		
	全点灯		3,300円						
冷暖房設備			午前	午後	昼間	夜間(17:00~21:30)		全日	
			770円	880円	1,650円	990円		2,640円	
会議室			午前	午後	昼間	夜間(17:00~21:30)		全日	
			1,540円	1,760円	3,300円	1,980円		4,950円	
トレーニング室			児童生徒 1回当たり110円		大人 1回当たり220円				
鏡の部屋			区分	午前	午後	夕刻	夜間		
			児童生徒 1人当たり	110円	110円	110円	110円		
			一般 1人当たり	220円	220円	220円	220円		
			冷暖房設備	770円	880円	440円	550円		
放送設備			1時間当たり330円						

※ アリーナ4分の3面使用の時は、2分の1面+4分の1面の使用料でもらう。

備考

1 第4項における用語の定義は、次のとおりとする。

区分	第11号
用語	
全日	午前8時30分から午後9時30分まで
午前	午前8時30分から正午まで
昼間	午前8時30分から午後5時まで
午後	午後1時から午後5時まで
夕刻	午後5時から午後7時まで
夜間	午後7時から午後9時30分まで。ただし、会議室及び冷暖房設備を使用する場合は、午後5時から午後9時30分まで
生徒	高等学校以下の生徒
職業	運動競技を職業とする者、企業又は団体の宣伝を兼ねて運動競技を行う者及び興行その他営利のために利用する者

- 大会等でアリーナを使用して会議室で昼食をする場合は、無料で冷暖房使用、1時間220円
- 市内小中学校、遠足は無料です。
※要免除申請書提出(市役所担当課)
- 前日準備の使用料、照明料は全額もらうこと

【広さ】 アリーナ 50m×50m
会議室 7.8m×15.3m
トレーニング室 7.8m×16.8m
鏡の間 7.8m×12m15cm

2 1時間を単位とする使用料については、1時間未満は1時間とする。

お倉ヶ浜総合公園

別表第2(第11条の6、第11条の7関係) 2025年2月1日改正

照明施設(1施設につき)

区分	時間	料金	摘要
運動広場	最初の1時間まで	4,400円	1 1施設とは、照明塔4基をいう。
	最初の1時間を超え30分ごとに	2,200円	2 照明施設を利用する時間は、午後10時までとする。
庭球場	1時間当たり	600円	1 1施設とは、照明灯8灯をいう。
			2 照明施設を利用する時間は、午後10時までとする。

野球場

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合				
	午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮
児童生徒	5,500円	5,500円	11,000円	440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円
一般	11,000円	11,000円	22,000円	880円	2,750円	3,300円	5,500円	880円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、最低額を44,000円とする。			1,760円	5,500円	6,600円	11,000円	1,760円

運動広場

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合						
	午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮	夜間	
児童生徒	/	/	/	全面	440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円	1,370円
				半面	220円	680円	820円	1,370円	220円	680円
一般	11,000円	11,000円	22,000円	全面	880円	2,750円	3,300円	5,500円	880円	2,750円
				半面	440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円	1,370円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、最低額を44,000円とする。			1,760円	5,500円	6,600円	11,000円	1,760円	5,500円	
摘要	運動広場を使用する面積が競技場面積の2分の1以下の場合、使用料は2分の1に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。									

野球場 附属設備

種別	放送設備			スコアボード (電光式)	会議室
単位	午前	午後	夜間	1試合	1室(1日)
金額	1,320円	1,320円	1,320円	770円	550円
摘要	会議室の冷暖房装置を利用するときは、1時間につき220円を加算する。				

運動広場 附属設備

種別	放送設備			スコアボード (ボード式)
単位	午前	午後	夜間	1試合
金額	1,320円	1,320円	1,320円	550円

投球練習場

区分	1時間	開場時間
児童生徒	220円	午前8時00分～午後10時
一般	440円	
職業	1,650円	

庭球場

区分	1時間当たり	早朝	全日	夜間1時間当たり
児童生徒	130円	220円	990円	130円
一般	270円	440円	1,980円	270円
摘要	1 使用料は、コート1面分とする。 2 使用者が多い場合は、使用時間を制限することがある。			

第1多目的広場・第2多目的広場

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合					
	午前	午後	全日		早朝	午前	午後	全日	薄暮
児童生徒				全面	440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円
				片面	220円	680円	820円	1,370円	220円
一般	11,000円	11,000円	22,000円	全面	880円	2,750円	3,300円	5,500円	880円
				片面	440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、最低額を44,000円とする。				1,760円	5,500円	6,600円	11,000円	1,760円
摘要	使用する面積が多目的広場面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。								

更衣シャワー棟附属設備

種別	単位	金額
コインシャワー	1回当たり	100円

備考

(1) この表における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	第1項の表から第10項の表まで	第11項の表
全日	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後9時30分まで
早朝	午前6時から午前8時まで	
午前	午前8時30分から正午まで	午前8時30分から正午まで
昼間		午前8時30分から午後5時まで
午後	午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで
薄暮	午後5時から日没まで	
夕刻		午後5時から午後7時まで
夜間	午後5時から午後10時まで	午後7時から午後9時30分まで。ただし、会議室及び冷暖房設備を使用する場合は、午後5時から午後9時30分まで
児童生徒	小学生、中学生及び高等学校生	
職業	運動競技を職業とする者、企業又は団体の宣伝を兼ねて運動競技を行う者及び興行その他営利のために利用する者	

(2) 1時間を単位とする使用料については、1時間未満は1時間とする。

(3) この表に掲げる金額は、消費税法による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)による地方消費税を含むものとする。